

議案第 49 号

みよし市下水道条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 9 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、下水道等の使用料の改定等をするため必要があるからである。

みよし市下水道条例等の一部を改正する条例

(みよし市下水道条例の一部改正)

第1条 みよし市下水道条例（昭和62年三好町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第11号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分	使用料（1使用月について）		
	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）	
		排水量	金額
一般汚水	950円	5立方メートルまで	10円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	20円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	105円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	115円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	125円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	145円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	170円
		300立方メートルを超え500立方メートルまで	205円
		500立方メートルを超えるもの	210円

(みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年三好町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1使用月について）		
	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）	
		排水量	金額
一般汚水	950円	5立方メートルまで	10円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	20円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	105円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	115円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	125円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	145円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	170円
		300立方メートルを超え500立方メートルまで	205円
		500立方メートルを超えるもの	210円

（みよし市コミュニティ・プラント設置条例の一部改正）

第3条 みよし市コミュニティ・プラント設置条例（平成9年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分	使用料（1 使用月について）		
	基本使用料	従量使用料（1 立方メートルにつき）	
		排水量	金額
一般汚水	9 5 0 円	5 立方メートルまで	1 0 円
		5 立方メートルを超え 1 0 立方メートルまで	2 0 円
		1 0 立方メートルを超え 2 0 立方メートルまで	1 0 5 円
		2 0 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	1 1 5 円
		3 0 立方メートルを超え 5 0 立方メートルまで	1 2 5 円
		5 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまで	1 4 5 円
		1 0 0 立方メートルを超え 3 0 0 立方メートルまで	1 7 0 円
		3 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまで	2 0 5 円
		5 0 0 立方メートルを超え るもの	2 1 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後のみよし市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和 7 年 5 月 3 1 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定は、施行日前から継続している排水処理施設の使用で、施行日から令和 7 年 5 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料について準用する。この場合において、同項中「第 1 条の規定による改正後のみよし市下水道条例」とあるのは「第 2 条の規定による改正後のみよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例」と、「公共下水道」とあるのは「排水処理施設」と読み替えるものとする。
- 4 附則第 2 項の規定は、施行日前から継続しているコミュニティ・プラントの使用で、施行日から令和 7 年 5 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料について準用する。この場合において、同項中「第 1 条の規定による改正後のみよし市下水道条例」とあるのは「第 3 条の規定による改正後のみよし市コミュニティ・プラント設置条例」と、「公共下水道」とあるのは「コミュニティ・プラント」と読み替えるものとする。

みよし市下水道条例の一部改正新旧対照表（第 1 条関係）

改正案				現行				
（除害施設の設置） 第10条 継続して次の各号に定める水質の基準のいずれかに適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 (1)～(10) 略 (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値 2以下 略 （使用料の算定方法） 第15条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量（以下「排水量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 2 略 <u>別表（第15条関係）</u>				（除害施設の設置） 第10条 同左 (1)～(10) 略 (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値 2以下 略				
<u>区分</u>	<u>使用料（1使用月について）</u>			<u>区分</u>	<u>使用料（1使用月について）</u>			
	<u>基本使用料</u>	<u>従量使用料（1立方メートルにつき）</u>			<u>基本料金</u>	<u>超過料金（1立方メートルにつき）</u>		
		<u>排水量</u>	<u>金額</u>			<u>排水量</u>	<u>金額</u>	
<u>一般汚水</u>	<u>950円</u>	<u>5立方メートルまで</u>	<u>10円</u>	<u>一般汚水</u>	<u>10立方メートルまで</u>	<u>900円</u>	<u>10立方メートルを超え30立方メートルまで</u>	<u>90円</u>
		<u>5立方メートルを超え10立方メートルまで</u>	<u>20円</u>				<u>30立方メートルを超え50立方メートルまで</u>	<u>100円</u>
		<u>10立方メートルを超え20立方メートルまで</u>	<u>105円</u>				<u>50立方メートルを超え100立方メートルまで</u>	<u>120円</u>
		<u>20立方メートルを超え30立方メートルまで</u>	<u>115円</u>				<u>100立方メートルを超え300立方メートルまで</u>	<u>140円</u>
		<u>30立方メートルを超え50立方メートルまで</u>	<u>125円</u>				<u>300立方メートルを超えるもの</u>	<u>170円</u>
		<u>50立方メートルを超え100立方メートルまで</u>	<u>145円</u>					
		<u>100立方メートルを超え300立方メートルまで</u>	<u>170円</u>					
		<u>300立方メートルを超え500立方メートルまで</u>	<u>205円</u>					
		<u>500立方メートルを超えるもの</u>	<u>210円</u>					

みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案

（使用料の算定方法）

第7条 使用料の額は、使用者が排水処理施設に排除した排水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 略

別表（第7条関係）

区分	使用料（1使用月について）		
	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）	
		排水量	金額
一般汚水	950円	5立方メートルまで	10円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	20円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	105円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	115円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	125円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	145円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	170円
		300立方メートルを超え500立方メートルまで	205円
		500立方メートルを超えるもの	210円

現行

別表（第7条関係）

区分	使用料（1使用月について）			
	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）	
	排水量	金額	排水量	金額
一般汚水	10立方メートルまで	900円	10立方メートルを超え30立方メートルまで	90円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	100円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	120円
			100立方メートルを超え300立方メートルまで	140円
			300立方メートルを超えるもの	170円

みよし市コミュニティ・プラント設置条例の一部改正新旧対照表（第 3 条関係）

改正案				現行				
(使用料の算定方法)								
第7条 使用料の額は、使用者がコミュニティ・プラントに排除した排水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。								
2 略								
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）				
区分	使用料（1使用月について）			区分	使用料（1使用月について）			
	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）			基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）	
		排水量	金額		排水量	金額	排水量	金額
一般汚水	950円	5立方メートルまで	10円	一般汚水	10立方メートルまで	900円	10立方メートルを超え30立方メートルまで	90円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	20円				30立方メートルを超え50立方メートルまで	100円
		10立方メートルを超え20立方メートルまで	105円				50立方メートルを超え100立方メートルまで	120円
		20立方メートルを超え30立方メートルまで	115円				100立方メートルを超え300立方メートルまで	140円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	125円				300立方メートルを超えるもの	170円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	145円					
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	170円					
		300立方メートルを超え500立方メートルまで	205円					
		500立方メートルを超えるもの	210円					